

令和3年8月10日

すすき野団地集会所利用者各位

団地管理組合法人すすき野住宅
理事長 川瀬 智恵子

集会所の利用について

冠省。

ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は管理組合業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件ですが、令和3年8月2日（月曜日）より、緊急事態宣言が神奈川県に発出されました。国の基本的対処方針、神奈川県実施方針を受け、当団地管理組合法人も緊急事態宣言期間における集会所利用につきましては、横浜市が示す【新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」期間における市民利用施設の対応について】（別紙参照）に準拠した運用を致します。

合わせて皆様にはこれまで以上に下記の感染予防対策にご協力頂き、集会所を利用されますようお願いいたします。

- ① 入室前の健康チェック・検温及び手指のアルコール消毒
- ② 参加者・利用者リストの作成
- ③ 少人数・時短での利用
- ④ 利用中の換気の実施
- ⑤ マスクやフェイスシールドの着用
- ⑥ 利用後の椅子やテーブル、什器類の次亜塩素酸での消毒（集会所に備えてございます）

以上の事項を遵守して頂き、適正にご利用されますようお願いいたします。また、万が一利用者・参加者から新型コロナウイルス感染者が出た場合は、遅滞なく管理事務所に報告いただくようお願いいたします。

皆様が安心・安全に集会所を利用できますようご理解・ご協力のほどよろしくようお願いいたします。

以上。